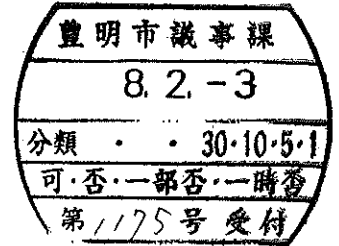


様式第4号

令和8年 2 月 3 日

豊明市議会議長 殿



研修会・講演会等参加報告書

議員名 こんどう のぶお

令和7年度 豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
令和8年1月20日	豊明市役所 4階 第1委員会室	ハラスメント防止セミナー 別紙添付

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

2026年2月3日

こんどう のぶお

ハラスメント防止セミナー参加報告書

・ハラスメントとは（定義）

何らかの方法で当人に苦痛を与えるようなことをする事。また、その苦痛

（新明解国語辞典）

・ハラスメントの判断基準

加害者の「意図」でなく、被害者がどう感じたかが重要

一度でアウトなケース、繰り返して成立するケースの違い

・ハラスメントの予防と対応

日常のコミュニケーションで気をつける事

ハラスメントを受けたら記録を残す事。信頼できる人に相談する事。

・議員は公人である。

地域住民の模範である。権力者である。議会内外の言動が信頼に直結する。

（所感）

・議員は公人であり、権力者であります。議員は豊明市議会基本条例、政治倫理

条例を遵守する事であります。今回多くのハラスメント種類を確認し職場マナー

の向上をしていきたい。